

平成27年度文部科学省調達改善計画の上半期自己評価結果
(対象期間:平成27年4月1日～平成27年9月30日)

平成27年11月13日
文部科学省

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成27年度に開始した取組			目標の達成状況(※)		
①インターネット取引(クレジットカード決済)を活用した調達の実施 規格や性能を担保できる電化製品等を主な対象として、インターネット取引(クレジットカード決済)を活用した調達を実施し、経費及び事務コストの削減を図る。 なお、平成27年度早期にインターネット取引の対象物品の選定並びに調達手続を策定し、その後速やかにインターネット取引(クレジットカード決済)による調達の実施を目指すものとする。	○	インターネット取引(クレジットカード決済)を活用した調達の実施に向けて、対象となる物品の検討、調達手続方針の策定の検討を行った。 下半期に対象となる物品の選定、調達手続方針を策定し、インターネット取引による調達を実施する予定。	他省庁の取組事例を収集し、対象物品の選定及び調達手続の策定の参考とした。	B	—	対象となる物品の選定、調達手続を策定し、インターネット取引による調達の実施を目指すこととする。
②委託事業で取得した物品に係る事務手続の効率化 委託事業で取得した物品について、委託事業終了後の事務手続(所有権移転手続、無償貸付申請に係る承認手続等)についてアウトソーシングを実施し、事務の効率化を図る。 なお、平成27年度上半期はアウトソーシングする事務手続の精査を行うとともに、仕様の策定等を実施し、平成27年度下半期にアウトソーシングに係る契約の締結を目指すものとする。	○	委託事業で取得した物品の委託事業終了後の事務手続に係るアウトソーシングについて、平成27年6月に請負契約を締結し、平成27年7月より業務を開始した。 具体的には、委託先(貸付先)から提出される無償貸付申請書類の受付、確認、承認等の一連の事務手続や委託先(貸付先)からの電話対応業務をアウトソーシングしている。 なお、事務手続の精査及び仕様の策定が予定より早くできたことから、当初計画より前倒してアウトソーシングを実施することができた。	委託事業で取得した物品の委託事業終了後の事務手続をアウトソーシングしたことにより、一連の所有権移転手続、無償貸付申請に係る事務手続等の早期化が図られ、また、物品管理担当の業務負担の軽減が図られた。	A	—	引き続き実施。
(ア)教育、研究開発等の委託契約の見直し 教育、研究開発等の委託契約のうち、文部科学省の施策目標毎の主要な事業に含まれる委託契約について、引き続き外部有識者で構成する審査委員会による事前審査を行い、必要性、効率性、公平性、透明性、競争性の確保を図る。		年度当初に、文部科学省の施策目標毎に重要性や予算規模を踏まえ抽出した主要な事業に含まれる委託契約を対象として選定し、当該契約を所管する各局課において、それぞれ外部有識者で構成する審査委員会を設置し、契約の必要性、効率性、公平性、透明性、競争性の観点から事前審査を実施した。 【上半期実施件数】86件 一般競争(総合評価落札方式) 27件 随意契約(企画競争方式) 59件	外部有識者で構成する審査委員会による事前審査を行った結果、いずれの委託契約においても指摘事項等がなく、仕様内容が適正であること等が確認されたことにより、委託契約の必要性、効率性、公平性、透明性、競争性の確保が図られた。	A	—	引き続き実施。 なお、事前審査の取組内容のより一層の適正化に努める。
(イ)庁費類(汎用的な物品・役務)の調達の見直し 汎用的な物品・役務の調達について、定量的な目標を以下のとおり定め、調達改善の取組をより一層推進するものとする。 【共同調達・一括調達】 共同調達・一括調達について、「図書」を新規導入するとともに、ガソリンについては、価格変動条項を設定することにより、年間契約へ移行し、事務手続の効率化を図る。						
・目標実施数 15類型		共同調達について、上半期においては、当初から計画していた15類型のうち、共同調達が可能であった11類型を対象に、金融庁及び会計検査院と連携して、調達を実施した。 当初は計画になかった防災備蓄品(アルファ米)について、調達需要のあった会計検査院との共同調達を実施した。	共同調達を実施したことにより、事務手続の効率化が図られ、調達事務担当の業務負担の軽減が図られた。	A	—	共同調達の実施に当たっては、費用対効果を検証しつつ取り組むものとする。
・削減目標金額 比較可能な物品等を対象に、共同調達・一括調達開始の前年度と比較して約1割程度の削減を目指す。		同上	共同調達について、共同調達開始の前年度と比較可能なものについて、約6.8百万円(7.0%)の削減効果があった。	B	—	共同調達について、比較可能なものは一定の効果があったと認められるが、仕様の変更等により、単純に比較することができないものがあった。
・競争性や経済性を高めるための仕様見直し等を行うことを目的に、関係機関の調達担当者を構成員とする検討会を設置し、調達の改善を推進する。	○	下半期に28年度に共同調達を行うものについて、関係機関の調達担当者を構成員とする検討会を設置し、競争性や経済性を高めるための仕様見直し等を行い、調達の改善を推進するものとする。	—	—	—	下半期に28年度に共同調達を行うものについて、関係機関の調達担当者を構成員とする検討会を設置し、競争性や経済性を高めるための仕様見直し等を行い、調達の改善を推進するものとする。
【競り下げ】 競り下げについては、引き続き9類型を対象に実施することとする。 ・目標実施数 30件		競り下げについては、当初から計画していた9類型・30件のうち、競り下げ可能であった4類型・3件(うち、1件は競り下げ不成立)の調達を実施した。 当初は計画になかった事務用消耗品(デスクマット)について、競り下げによる調達を実施した。	競り下げでは、当初計画になかった事務用消耗品(デスクマット)を含め、開始価格合計2,544千円(合計)から最終価格の合計は2,487千円(合計)となり、57千円(2.2%)の削減効果があった。	A	—	当初計画していたもののうち競り下げ可能な案件は全て実施したが、まだ上半期の実績ではあるものの、目標実施数より極端に少ないため、今後、目標の立て方の検討が必要である。
(※共同調達・競り下げの実施した取組内容等の詳細は、下記①～④を参照。)						
【共同調達・競り下げ】 ①事務用什器(書庫、収納棚、会議用テーブルなど)		8月に文部科学省単独での競り下げによる調達を実施。	競り下げ開始価格1,398千円から最終価格は1,375千円となり、23千円(1.6%)の削減効果があった。 なお、金融庁、会計検査院とも、需要がなかったため、文部科学省単独での調達となった。	—	—	引き続き実施。
【共同調達・競り下げ】 ②事務用機器(強カバンチ、テブラ、電動消しゴムなど)		8月に文部科学省単独での競り下げによる調達を実施。	競り下げ開始価格597千円から最終価格は581千円となり、16千円(2.7%)の削減効果があった。 なお、金融庁、会計検査院とも、需要がなかったため、文部科学省単独での調達となった。	—	—	引き続き実施。
【共同調達・競り下げ】 ③OA機器(ICレコーダー、ICカードリーダーなど)		8月に文部科学省単独での競り下げによる調達を実施。 なお、調達数量が少なかったことから、家電と統合して調達を行った。	競り下げを実施したが、参加業者が1社しかおらず、競り下げ不成立となった。 なお、金融庁、会計検査院とも、需要がなかったため、文部科学省単独での調達となった。	—	—	引き続き実施。
【共同調達・競り下げ】 ④家電(液晶テレビ、レコーダー、ポットなど)		8月に文部科学省単独での競り下げによる調達を実施。 なお、調達数量が少なかったことから、OA機器と統合して調達を行った。	競り下げを実施したが、参加業者が1社しかおらず、競り下げ不成立となった。 なお、金融庁、会計検査院とも、需要がなかったため、文部科学省単独での調達となった。	—	—	引き続き実施。

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成27年度に開始した取組			目標の達成状況(※)		
【共同調達】 ⑤事務用消耗品等(フラットファイルなど293品目)		平成27年3月に金融庁及び会計検査院との共同調達を実施。	共同調達開始の前年度(20年度)と仕様等が異なるため、比較することができない。 なお、平成26年度及び平成27年度の両年度において、同等製品で共同調達を行ったものと比較したところ、前年度とほぼ同額であった。	複数年にわたって同様の共同調達を実施しているため価格が下げ止まり、前年度に比して削減効果がなかったものと考えられる。	上半期において年度分の共同調達を実施済。	
【共同調達】 ⑥コピー用紙(A3など4品目)		平成27年3月に金融庁及び会計検査院との共同調達を実施。	共同調達開始の前年度(22年度)と比較して約5.3百万円(12.57%)の削減効果があった。	—	上半期において年度分の共同調達を実施済。	
【共同調達】 ⑦ガソリン(バイオガソリンなど2品目)		平成27年3月に金融庁及び会計検査院との共同調達を実施。 なお、今年度より価格変動条項を盛り込んだ年間契約に移行。	共同調達開始の前年度(22年度)と比較して約695千円(12.25%)増加している。 なお、今年度より価格変動条項を盛り込んだ年間契約に移行したことにより、事務効率化が図れた。	ガソリンの市場価格が上昇しており、共同調達開始の前年度に比して契約金額が増加したのと考えられる。	上半期において年度分の共同調達を実施済。	
【共同調達】 ⑧配送		平成27年3月に金融庁及び会計検査院との共同調達を実施。	共同調達開始の前年度(22年度)は全国一律の単価で契約していたが、現在は地区毎の単価で契約しているため、比較できない。 なお、平成26年度及び平成27年度の両年度において、共同調達を行ったものと比較したところ、前年度とほぼ同額であった。	複数年にわたって同様の共同調達を実施しているため価格が下げ止まり、前年度に比して削減効果がなかったものと考えられる。	上半期において年度分の共同調達を実施済。	
【共同調達】 ⑨速記		平成27年3月に金融庁との共同調達を実施。	共同調達開始の前年度(22年度)と比較したところ、ほぼ同額であった。	共同調達開始以前においても複数者による競争により、安値の価格で契約をしていることから、削減効果がなかったものと考えられる。	上半期において年度分の共同調達を実施済。	
【共同調達】 ⑩複写機用消耗品(リコー機器用、70品目)		平成27年3月に金融庁及び会計検査院との共同調達を実施。	共同調達開始の前年度(23年度)は、複写機の機種が異なり、複写機用消耗品の仕様異なるため、比較できない。 なお、平成26年度及び平成27年度の両年度において、共同調達を行ったものと比較したところ、前年度とほぼ同額であった。	複数年にわたって同様の共同調達を実施しているため価格が下げ止まり、前年度に比して削減効果がなかったものと考えられる。	上半期において年度分の共同調達を実施済。	
【共同調達】 ⑪複写機用消耗品(ゼロックス機器用、10品目)		平成27年3月に金融庁及び会計検査院との共同調達を実施。	共同調達開始の前年度(23年度)は、複写機の機種が異なり、複写機用消耗品の仕様異なるため、比較できない。 なお、平成26年度及び平成27年度の両年度において、共同調達を行ったものと比較したところ、前年度とほぼ同額であった。	複数年にわたって同様の共同調達を実施しているため価格が下げ止まり、前年度に比して削減効果がなかったものと考えられる。	上半期において年度分の共同調達を実施済。	
【共同調達】 ⑫複写機用消耗品(キヤノン機器用、19品目)		平成27年3月に金融庁及び会計検査院との共同調達を実施。	共同調達開始の前年度(23年度)は、複写機の機種が異なり、複写機用消耗品の仕様異なるため、比較できない。 なお、平成26年度及び平成27年度の両年度において、共同調達を行ったものと比較したところ、前年度とほぼ同額であった。	複数年にわたって同様の共同調達を実施しているため価格が下げ止まり、前年度に比して削減効果がなかったものと考えられる。	上半期において年度分の共同調達を実施済。	
【共同調達】 ⑬クリーニング		平成27年3月に金融庁及び会計検査院との共同調達を実施。	共同調達開始の前年度(25年度)と比較したところ、ほぼ同額であった。	共同調達を実施したものの共同調達開始前と比較して、調達規模に変動がなかったため、削減効果がなかったものと考えられる。	上半期において年度分の共同調達を実施済。	
【共同調達】 ⑭テープ起こし		平成27年3月に金融庁との共同調達を実施。	共同調達開始の前年度(22年度)と比較して約0.5百万円(10.8%)の削減効果があった。	—	上半期において年度分の共同調達を実施済。	
【共同調達】 ⑮図書(政官要覧など4品目)		平成27年7月に金融庁及び会計検査院との共同調達を実施。	共同調達開始の前年度(25年度)と比較して約1.5百万円(18.9%)の削減効果があった。	—	上半期において年度分の共同調達を実施済。	
【共同調達】 ⑯防災備蓄品(アルファ米など) ※計画になかったもの。	○	平成27年8月に会計検査院との共同調達を実施。	新規調達のため、比較できない。	—	上半期において共同調達を実施済み。	
【競り下げ】 ⑰梱包発送		上半期においては、競り下げによる調達が実施可能な案件がなかったため未実施。	—	—	例年、梱包発送及び印刷物の発注は下半期に集中するため、調達需要をとりまとめて実施する。	
【競り下げ】 ⑱印刷物		上半期においては、競り下げによる調達が実施可能な案件がなかったため未実施。	—	—	例年、梱包発送及び印刷物の発注は下半期に集中するため、調達需要をとりまとめて実施する。	
【競り下げ】 ⑲OA機器用消耗品		上半期においては、競り下げによる調達が実施可能な案件がなかったため未実施。	—	—	下半期の調達需要をとりまとめて実施。	
【競り下げ】 ⑳トナーカートリッジ(ゼロックス)		上半期においては、競り下げによる調達が実施可能な案件がなかったため未実施。	—	—	下半期の調達需要をとりまとめて実施。	
【競り下げ】 ㉑トナーカートリッジ(キヤノン)		上半期においては、競り下げによる調達が実施可能な案件がなかったため未実施。	—	—	下半期の調達需要をとりまとめて実施。	
【競り下げ】 ㉒事務用消耗品(デスクマット) ※計画になかったもの。	○	平成27年9月に競り下げによる調達を実施。	競り下げ開始価格549千円から最終価格は531千円となり、18千円(3.3%)の削減効果があった。	—	上半期において競り下げによる調達を実施済。	

調査改善計画で記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成27年度に開始した取組			目標の達成状況(※)		
(ウ) 随意契約、一者応札・応募の見直し ① 随意契約の見直し 競争性のない随意契約を行う案件について、個別案件毎に「公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)」等に照らして、調達する財やサービスの価格の積算構造や価格動向等に関する情報収集等が行われているか、真にやむを得ないものかどうか、事前検証を行った。 また、平成27年度第1四半期分の競争性のない随意契約(127件)については外部有識者で構成する契約監視委員会等において事後検証を行った。 なお、平成27年度第1四半期分の競争性のない随意契約については、個別案件毎にリストにして公表した。 価格交渉については、平成27年度上半期において、2件実施した。	○	競争性のない随意契約については、内部監査組織において、調達する財やサービスの価格の積算構造や価格動向等に関する情報収集等が行われているか、真にやむを得ないものかどうか、事前検証を行った。 また、平成27年度第1四半期分の競争性のない随意契約(127件)については外部有識者で構成する契約監視委員会等において事後検証を行った。 なお、平成27年度第1四半期分の競争性のない随意契約については、個別案件毎にリストにして公表した。 価格交渉については、平成27年度上半期において、2件実施した。	競争性のない随意契約については、内部監査組織による事前検証及び契約監視委員会等における事後検証を行うことにより、調達する財やサービスの価格の積算構造や価格動向等に関する情報収集等が行われ、真にやむを得ないものに限定された。 また、個別案件毎に競争性のない随意契約を行った理由等を公表することにより、契約の透明性の確保が図られた。	A	競争性のない随意契約については、これまで内部監査組織等による事前検証等を行ってきたところであるが、調達する財やサービスの価格の積算構造や価格動向等に関する情報収集等が行われ、今後も真にやむを得ないものに限定されるよう、引き続きその見直しに努める必要がある。 また、計画に基づき、あらたに価格交渉を実施したところであるが、取組の手法や交渉の進め方にバラツキがあったため、共通のルールを策定する必要がある。	引き続き実施。 なお、競争性のない随意契約を行う案件については、「公共調達適正化」(平成18年8月25日財務大臣通知)等を踏まえ、引き続きその見直しに努める。 また、本省会計課において、価格交渉実施のためのマニュアル等を策定し、省内内部部局及び外局等に対して周知し、さらに、価格交渉を実施した事例について情報共有を行うことにより、価格交渉の実施を促す。
② 一者応札・応募の改善 一者応札・応募となった案件について、競争性を向上させる取組を実施するとともに、特に、公益法人が2年連続して一者応札・応募で受注している案件等を中心に、内部監査組織による事前検証を行うとともに、調達担当局課において実施した点検・見直しの結果について、外部有識者で構成する契約監視委員会等において事後検証を行う。 また、検証の観点については、別途「一者応札・応募の改善チェックリスト」として会計業務マニュアルに掲載しているため、適宜活用すること。 なお、上記個別案件毎の点検・見直しの結果を取りまとめ公表するものとする。 外部有識者で構成する審査委員会等による事後検証の結果、特殊な技術や整備等が不可欠であり、今後の調達においても特定の者だけが事業を実施し得ることが見込まれるものについては、必要となる特殊な技術又は整備等を明示した上で契約の相手方を公募する「随意契約事前確認公募」を実施し、当該技術等を有している者がいないことを確認するものとする。	○	公益法人が2年連続して一者応札・応募で受注している案件について、個別案件毎に改善策を策定するとともに、当該改善策に基づいて調達手続きがなされているか内部監査組織において事前検証を行った。 また、外部有識者で構成する契約監視委員会等において事後検証を行うとともに、四半期毎にその検証結果について公表した。 なお、第2四半期分から4四半期分の一者応札・応募案件については今後開催する契約監視委員会等で事後検証を行ったうえで、検証結果を公表する予定。 平成27年3月に「一者応札・応募の改善チェックリスト」を策定し、会計業務マニュアルに掲載し、適宜活用するよう周知を図った。	公益法人が2年連続して一者応札・応募で受注している案件については、内部監査組織による事前検証により、公告・公募期間の十分な確保や仕様書の記載内容の明確化、事業に係る情報提供の充実等、改善策に基づいた適切な調達手続きがとられるよう徹底された。 また、外部有識者で構成する契約監視委員会等による事後検証を行うとともに、四半期毎にその検証結果を公表することにより、契約の透明性の確保が図られた。	B	一者応札・応募期間の十分な確保や仕様書の記載内容の明確化、事業に係る情報提供の充実を図るなど、改善に向けた取組を実施したところであるが、事業内容の特殊性や専門性等により直ちに改善できないものもあったため、引き続きその解消に努める必要がある。 また、「随意契約事前確認公募」の実施については、具体的なルールが定められていないため、速やかに策定する必要がある。	引き続き実施。 なお、一者応札・応募となった案件については、「平成24年度調達改善の取組に関する点検結果」(平成25年8月6日行政改革推進会議)等を踏まえ、引き続きその解消に努める。 「随意契約事前確認公募」の実施については、速やかにルールを策定し、確実な実施に努める。
(エ) その他の取組 ① ネットオークションの活用 ネットオークションを活用した不要物品の売り払いを引き続き実施する。		売払い可能な不要物品が発生しなかったため未実施。	—	—	—	引き続き実施。
② 水道料金・ETC料金支払いの効率化 一部の出先施設の水道料金及び公用車のETC料金の支払いにクレジットカードを引き続き活用する。		公用車におけるETCカードでの高速料金について、クレジットカードによる支払いを実施。 なお、平成26年度まで実施していた水道料金のクレジットカード支払いについて、平成27年度においても引き続き実施するために公募を行ったものの、応募がなく、未実施となっている。	高速料金の支払事務の効率化が図られた。	A	—	引き続き実施。
③ 出張旅費の効率化 ・SEABIS(旅費等内部管理業務共通旅費システム)導入による旅費業務の効率化を推進する。 ・文部科学本省において従来から行っている旅費業務アウトソーシングを活用して割引航空券や出張バック用品等の利用を促進する。また、特に26年度からアウトソースを開始した外国旅行における割引航空券等の手配の利用率を高めることにより、旅費の削減を推進する。		SEABISの利用について、職員の利便性が更に向上するよう、旅費チェックマニュアルを改訂するとともに、事務処理上不備が多い点を、注意点として整理して各局課に周知した。 引き続き、割引航空券や出張バックの利用ができない出張については、その理由を旅費請求書に記載させるなど、経費削減の意識付けを図った。 また、旅費デスクにおける海外出張のサポート体制について周知を図るなど、外国旅行におけるアウトソースの利用促進に努めた。	旅費チェックマニュアルの改訂・周知により、職員の利便性が向上し、旅費業務の効率化が図られた。 外国旅行の航空券の手配等について、各局課旅費事務担当者の業務効率化が図られた。	A	SEABISについて、さらに機能改善の要望が多いため、引き続き開発省庁に改修について働きかけるなどの対応をする必要がある。また、今後システム改修に対応した旅費チェックマニュアルの改訂を行うなど引き続きマニュアルの充実を図っていく必要がある。	引き続き実施。
④ 総合評価落札方式・企画競争 評価項目、評価基準等の客観性や妥当性の検証を行う。 総合評価落札方式・企画競争について、それぞれの業務マニュアルのさらなる充実を図る。 市場化テストを導入する調達案件を対象に、総合評価落札方式の活用を促す。		内部監査組織において評価基準、配分方法等の客観性や妥当性について事前審査を実施するとともに、外部有識者で構成する契約監視委員会において事後検証を実施した。	内部監査組織による事前監査の実施とともに、外部有識者による事後検証を実施することで、評価の客観性や妥当性、契約の競争性、適正性の確保が図られた。なお、事後検証の結果、評価項目、評価基準等について、より先導的な取組等の提案がなされた。	A	事後検証の結果、評価項目、評価基準等について、より先導的な取組等の提案がなされたことから、総合評価落札方式・企画競争それぞれのマニュアルを見直す必要がある。	引き続き実施。 総合評価落札方式・企画競争それぞれのマニュアルの評価項目、評価基準等について見直し、改正を行う。 また、市場化テストを導入する調達案件3件について、新たに総合評価落札方式を導入する必要があるため、平成27年中に財務大臣協議を行う。
⑤ 国庫債務負担行為の活用 調達コストの低減や契約の適正化を図る観点から複数年契約が適切と認められる案件を抽出し、国庫債務負担行為の適用条件を満たしているか検証を行うなど、国庫債務負担行為の更なる活用を促す。		施設等機関の電子計算機等借料の調達契約について、国庫債務負担行為による複数年契約を締結した。 また、平成28年度概算要求で本省の電子計算機等借料等について、国庫債務負担行為として要求した。	国庫債務負担行為を活用して、複数年契約を締結することにより、調達事務の効率化が図られた。 また、平成28年度概算要求においても、複数年契約が適切と認められる案件を抽出し、国庫債務負担行為の更なる活用を図った。	A	—	引き続き実施。
⑥ 調達情報の提供・開示 新規競争参加者の確保を図るため、引き続き、調達予定情報を半期毎にホームページで公表する。 文部科学省の機関に加えて、独立行政法人、国立大学法人等の調達情報を同一サイトに掲載することにより契約の競争性の向上に努める。 契約に係る透明性の確保を図るため、引き続き、「公共調達適正化について」(H18.8.25財務大臣通知)に基づき、契約案件毎に、契約の相手方、契約金額等の契約情報を引き続きホームページで公表する。		平成27年度前期及び後期の調達予定情報について、文部科学省ホームページで公表(299件)した。 また、文部科学省の機関に加えて、独立行政法人、国立大学法人等の調達情報を同一サイトに掲載した。 財務大臣通知に基づき、契約案件毎に契約情報の公表を行った。	契約予定情報を公表し、新規参入希望者が入札に参加しやすい環境を整えることで、契約の競争性が向上するとともに、一者応札・応募の改善に寄与した。 また、文部科学省の機関に加えて、独立行政法人、国立大学法人等の調達情報を同一サイトに掲載することにより契約の競争性の向上が図られた。 契約情報を公表することで、契約の透明性の確保が図られた。	A	—	引き続き実施。

調達改善計画で記載した事項	実施した取組内容 平成27年度 に開始した 取組	取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応	
			目標の 達成状況 (※)			
⑦CIO補佐官の助言の活用 情報システムの調達に当たっては、仕様等についてCIO補佐官の助言等の活用に努める。		①府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の更新における調査・分析業務調達について、調達仕様書の作成、評価項目の決定、評価基準書の作成等について助言等を実施。 ②高等学校就学支援金事務システムの調達方式、業務兼定義等について助言等を実施。 ③行政情報システムに関する次期システムの検討について、定例打合せに参加するなどにより助言等を実施。 ④電子入札システム運用保守調達仕様書、次期行政システム調達仕様書・要件定義書、CMSバージョンアップ仕様書の確認等を実施。	調達についての支援等が行われることにより、仕様書等の記載内容の明確化、客観性の確保等が図られ適切な調達が実施された。	A	—	引き続き実施。
⑧オープンカウンター方式の導入 少額の随意契約を行う案件のうち印刷製本を対象に、大臣官房会計課の調達窓口において仕様等を提示し、提出箱に自由に見積書を受け付けることとし、競争性、公平性の向上を努める。		少額の随意契約を行う印刷製本等を対象として、オープンカウンター方式による調達を実施した。	競争性及び公平性を確保した調達が実現できた。	A	—	引き続き実施。
⑨コピー用紙の削減 両面印刷・集約印刷・モノクロ印刷(カラーコピーの抑制)を推進し、コピー用紙の削減に努める。		両面印刷・集約印刷・モノクロ印刷の促進(カラーコピーの抑制)について省内にメールで周知するとともに、出力機器の使用状況をとりまとめて毎月局課に情報提供を行った。	上半期のコピー用紙購入金額は、前年度と比較して496千円の削減効果があった。	A	—	引き続き実施。
⑩定期刊行物等の縮減 定期刊行物、雑誌、新聞等について、引き続き、調達数量の縮減を努める。		平成27年2月に行った「平成27年度加除式図書継続見直し調査」に基づき19タイトルの加除式図書の継続中止等を行った。	加除式図書については、前年度と比較して788千円の削減効果があった。	A	—	引き続き実施。
⑪契約統計に係る集計業務等のアウトソーシング 各種契約統計に係る集計業務等のアウトソーシングを実施し、事務の効率化を図る。		グリーン購入法における調達実績の集計業務についてアウトソーシングを実施した。	グリーン購入法における調達実績の集計業務をアウトソーシングしたことで、事務の効率化が図られた。	A	—	引き続き実施。
⑫予算執行等に係る情報の公表 予算執行に係る透明性の確保を図るため、引き続き、「行政の透明性向上のための予算執行等の在り方について」(H25.6.28閣議決定)に基づき、委託調査費の執行状況を、9月にホームページで公表した。 (タクシー代等については、年度末に公表予定)		「行政の透明性向上のための予算執行等の在り方について」(H25.6.28閣議決定)に基づき、委託調査費の執行状況を、9月にホームページで公表した。 (タクシー代等については、年度末に公表予定)	委託調査費の執行状況の公表により、委託契約の予算執行に係る透明性の確保が図られた。	A	—	引き続き実施。
⑬省内の有益情報の共有 月毎の決算データ及び未執行額等について、定期的に本省内部部局に情報提供を行い、予算の効率的な執行を図る。		月毎の決算データについて、本省内部部局に毎月、情報提供を行った。 (未執行額等については、10月以降、情報提供を行う予定)	月毎の決算データの情報提供により、予算の効率的な執行の取組が推進された。	A	—	引き続き実施。
(オ)調達改善計画の推進体制 1)推進体制の整備 適切なガバナンスを発揮する観点から、文部科学省大臣官房長を総括責任者とする文部科学省の行政事業レビュー推進チーム(以下「チーム」という。)が本計画を決定し、取組の総括を行う。 また、本計画の実務の推進を調達改善ワーキングチーム(以下「ワーキングチーム」という。)が行う。		行政事業レビュー推進チームが本計画を決定し、取組の総括を行った。 また、調達改善ワーキングチームが本計画の実務を推進した。	行政事業レビュー推進チーム及び調達改善ワーキングチームが本計画の取組を推進することにより、適切なガバナンスが発揮された。	A	—	引き続き実施。
2)外部有識者の活用 随意契約の見直し及び一者応札の改善等については、公共工事又は物品・役務等の区分に応じ、それぞれ外部有識者からなる入札監視委員会(弁護士2名、公認会計士1名、大学教授3名)又は物品・役務等契約監視委員会(弁護士1名、公認会計士1名、大学教授3名)(本計画において「契約監視委員会等」という。)が原則として四半期毎に会合を開催し、事後検証を行う。 また、本計画の策定、自己評価の実施等の際には、契約監視委員会等の委員に意見を求める。		平成27年度第1四半期分の随意契約の見直し及び一者応札の改善等については、平成27年10月に外部有識者からなる契約監視委員会等を開催し、事後検証を行った。 また、本計画の策定、自己評価の実施等の際には、契約監視委員会等の委員から意見を聴取した。 なお、平成27年度第2四半期分の随意契約の見直し及び一者応札の改善等については、平成27年12月に開催する契約監視委員会等で事後検証を実施する予定。	外部有識者の活用により、客観性の向上及び透明性の確保が図られた。	A	—	引き続き実施。
3)内部監査の活用 随意契約の見直し及び一者応札の改善等については、内部監査において事前検証を行う。 また、省内内部部局及び外局等を対象とした実地検査による事後検証を実施し、その検証結果を会計監査報告書として取りまとめフィードバックするとともに、適宜フォローアップ調査を行うこと等により、指導・改善の徹底、並びに情報の共有化を図る。 なお、会計監査報告書の内容については、調達手続を含むその他のマニュアルとともに、省内掲示板に常時掲載することで、調達知識や能力の向上に資するものとする。		随意契約の見直し及び一者応札・応募の改善等について、内部監査組織において事前検証を行った。 (省内内部部局及び外局等を対象とした実地検査による事後検証等については、27年度下半期に実施する予定。)	随意契約については、内部監査組織による事前検証(書面監査)により、真に競争性のない随意契約によらざるを得ないもの案件に限定された。 また、一者応札・応募についても同様の事前検証により、昨年度からの改善方策の徹底や仕様書の記載内容の明確化が図られた。	A	競争性のない随意契約については、今後も真にやむを得ないものに限定されるよう、引き続きその見直しに努める必要がある。 また、一者応札・応募となった案件については、公告期間の十分な確保や仕様書の記載内容の明確化を図るなどの改善を実施したが、事業内容の特殊性や専門性等により直ちに改善できないものもあったため、引き続きその解消に努める必要がある。	引き続き実施。 なお、一者応札・応募となった案件については、「平成24年度調達改善の取組に関する点検結果」(平成25年8月6日行政改革推進会議)等を踏まえ、引き続きその解消に努める。

調達改善計画に記載した事項	実施した取組内容		取組の効果	実施において明らかとなった課題等		今後の対応
	平成27年度に開始した取組			目標の達成状況(※)		
<p>(カ)進捗把握及び自己評価の実施</p> <p>1)実施時期等 ワーキングチームは、調達担当局課からの報告を受けて、半期毎(上半期:4月～9月、下半期:10月～3月)に本計画の進捗状況を取りまとめ、チームに報告する。 また、本計画の自己評価については、上半期終了後及び年度終了後に2)に定めるところにより行う。</p> <p>2)自己評価の方法 ①ワーキングチームは、上半期終了後においては概ね10月末までに、年度終了後においては概ね翌年度7月末までにそれぞれの期間における取組実績(目標の達成状況、調達の具体的な改善状況、契約監視委員会等による検証結果)について取りまとめる。 ②ワーキングチームは、上記取組実績をもとに、見直しによる効果、成果の達成状況の観点から自己評価案を作成し、チームに報告する。 ③チームは、調達の改善状況を確認し、自己評価を決定するとともに、計画どおりに実施されていないと判断した取組については原因を把握し、関係局課に改善を指示する。 なお、自己評価結果には、実施した取組内容及びその効果、目標の達成状況、実施において明らかとなった課題、今後の調達改善計画の実施や策定に反映すべき事項等を盛り込む。</p> <p>3)自己評価結果の公表 本計画の取組状況の自己評価は、ホームページにおいて公表するものとする。</p>		<p>ワーキングチームが取組実績を取りまとめ、自己評価案を作成し、チームに報告した後、チームは調達の改善状況を確認し、自己評価を決定した。 なお、本自己評価については、文部科学省ホームページで公表を行った。</p>	適切な進捗管理及び自己評価を実施し、調達改善の取組が推進された。	A	—	引き続き実施。
<p>(キ)人事評価への反映及び人材育成</p> <p>業績評価において、自身の担当する業務分野でコスト意識や業務改善に留意した目標を設定可能な場合は、業務目標の設定を行い、本計画に係る取組が人事評価に適切に反映されるよう取り組むこととする。 また、調達の専門人材を育成するため、調達手法等を含めた会計研修の更なる充実を図る。</p>		<p>コスト意識や業務改善に留意した目標を設定した場合には、人事評価に適切に反映されるよう省内に周知した。 また、平成27年5月の一ヶ月間において、省内若手職員を対象とした会計事務研修(調達制度及び手続等を含む。)を実施した。</p>	予算執行を担う職員の重要性を認識し、効率化やコストを意識して業務に取り組むことへの理解が図られた。	A	—	引き続き実施。
<p>(ク)その他</p> <p>1)取組状況等の公表 本計画に関する取組状況等は、ホームページにおいて公表するものとする。</p>		平成27年度調達改善計画を文部科学省ホームページで公表した。	調達改善計画を公表することにより、取組内容の透明性が図られた。	A	—	引き続き実施。
<p>2)計画の見直し 本計画については、本部決定及び指針の改定や進捗状況等を踏まえ、必要が生じた場合には、所要の見直しを行うものとする。</p>		平成27年度上半期において、計画の見直しの必要はなかったため、見直しは行っていない。	不断の見直しを実施することによって、本計画がより適切なものとなる。	—	—	—
<p>3)その他 本計画に定めるもののほか、計画の実施に関して必要な事項は、チームの統括責任者が別に定める。</p>		平成27年度上半期において、別に定める事項が生じなかったため実施していない。	必要な事項を定めることによって、本計画がより適切なものとなる。	—	—	—

(※)

A: (定量的な目標)目標達成率90%以上

(定性的な目標)計画に記載した内容を概ね実施した取組

B: (定量的な目標)目標達成率50%以上

(定性的な目標)計画に記載した内容を部分的に実施した取組、又は実施に向けて関係部局等(自府省庁内の他部局、地方支分部局、他府省庁)との調整を行った取組

C: (定量的な目標)目標達成率50%未満

(定性的な目標)何らかの理由によって計画に記載した内容が実施できなかった取組、又は計画に記載した内容の検討を開始するまでにとどまった取組

外部有識者からの意見聴取の実施状況

会議等名称: 物品・役務等契約監視委員会

開催日時: 持ち回り

外部有識者からの意見	意見に対する対応
インターネット取引を活用した調達について、調達改善計画では、平成27年度早期にインターネット取引の対象物品の選定並びに調達手続を策定することになっているため、速やかに策定等していただきたい。	速やかに対象となる物品の選定、調達手続を策定することとする。
委託事業で取得した物品に係る事務手続の効率化について、調達改善計画では、上半期にアウトソーシングする事務手続の精査・仕様の策定等を実施し、下半期にアウトソーシングに係る契約の締結を目指す予定のところ、前倒しで平成27年6月に契約を締結し、7月より業務を開始できたことは、評価できる。	当初の計画より、前倒しでアウトソーシングを実施することができたが、引き続き、一連の所有権移転手続、無償貸付申請に係る事務手続等の早期化及び業務負担の軽減を図るための取組を進めていくこととする。